

5 安全管理者の資格要件の見直し

※平成18年10月1日施行（安衛則第5条）

- 対象 安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間）を受けた者の中から選任しなければなりません。
- 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
- 実務経験年数の要件は、これにより短縮されます。

6 安全衛生管理体制の強化

（安衛則第21条～第23条等）

- 対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 次の事項が、それぞれ追加になります。

追 加 と な る 事 項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関する事	○	—	—
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。